

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法案の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報保護その他の配慮すべき重要事項等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

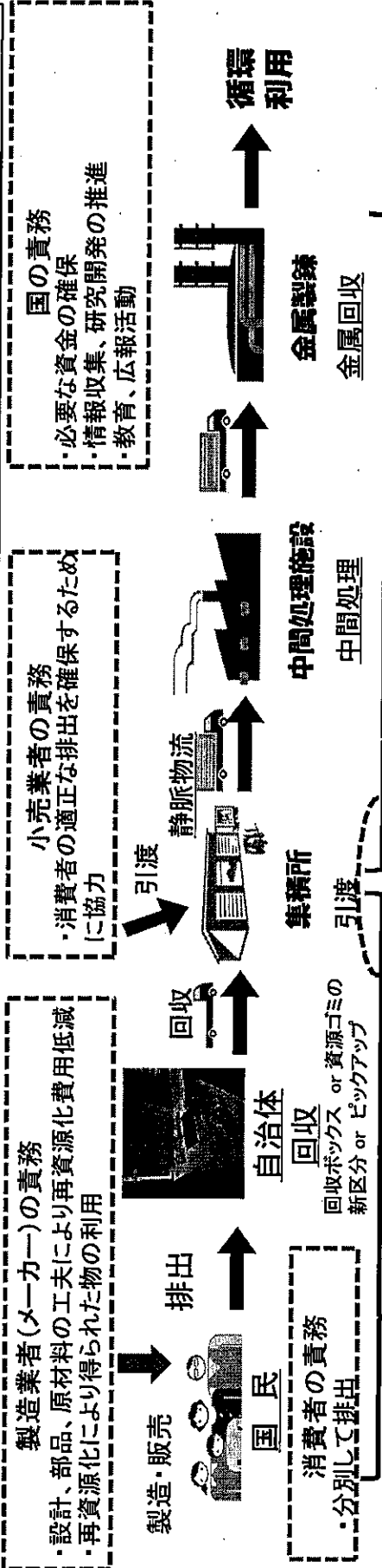
使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が日常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項等



市町村の責務
 ・分別して収集
 ・認定事業者への引渡し
 ※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

認定事業者
 ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
 ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
 ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取り取らなければならない。

認定申請 ↑
 ↓ **認定、指導・助言等**

国
 ・再資源化事業計画の認定
 ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
 ・認定の取消し

8月3日成立
 8月10日公布
 25年4月施行

2 認定事業者一覧

認定事業者一覧

認定番号	認定年月日	事業者名	住所	収集区域
第1号	平成25年6月28日	大栄環境株式会社	大阪府和泉市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県
第2号	平成25年6月28日	日本磁力選鉱株式会社	福岡県北九州市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
第3号	平成25年6月28日	ハリタ金属株式会社	富山県高岡市	富山県、石川県、福井県
第4号	平成25年6月28日	株式会社紅久商店	愛知県豊橋市	福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
第5号	平成25年6月28日	株式会社リーテム	東京都千代田区	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県
第6号	平成25年6月28日	共英製鋼株式会社	大阪府大阪市	島根県、広島県、山口県
第7号	平成25年6月28日	株式会社イボキン	兵庫県たつの市	京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県
第8号	平成25年6月28日	金城産業株式会社	愛媛県松山市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
第9号	平成25年6月28日	木村メタル産業株式会社	愛知県小牧市	栃木県、群馬県、埼玉県、岐阜県、愛知県、三重県
第10号	平成25年6月28日	トーエイ株式会社	愛知県知多郡東浦町	東京都、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府
第11号	平成25年6月28日	トヨキン株式会社	愛知県豊田市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
第12号	平成25年6月28日	株式会社マテック	北海道帯広市	北海道
第13号	平成25年6月28日	ミナミ金属株式会社	石川県金沢市	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
第14号	平成25年6月28日	株式会社アビツ	愛知県名古屋市中	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

平成25年6月28日現在

[ページのトップへ](#)

報道発表資料

平成25年8月9日

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく再資源化事業計画の認定について(お知らせ)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に基づき、以下の事業者の再資源化事業計画について、本日、環境大臣及び経済産業大臣による認定を行いました。

事業者名	住所	収集区域
株式会社エコリサイクル	秋田県大館市	青森県、岩手県、秋田県
三井物産株式会社	東京都千代田区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
スズクホールディングス株式会社	東京都墨田区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
株式会社エコネコル	静岡県富士宮市	神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県
平林金属株式会社	岡山県岡山市	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県
柴田産業株式会社	福岡県久留米市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

以上

連絡先

 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
 リサイクル推進室
 直通 : 03-5501-3153
 代表 : 03-3581-3351
 室長 : 庄子 真憲(内線6831)
 室長補佐: 櫻井 義夫(内線6834)
 担当 : 阿部 賀代(内線6821)